

憲法 Chapter 14

Date

/

Date

/

Date

/



憲法の改正及び最高法規性に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 憲法の改正について国民の承認を経るためには、特別の国民投票を行わなければならないが、国会の定める選挙の際の投票によって行うことはできない。
- 2 憲法改正について国民の承認を経たときは、天皇は、自らの名で、この憲法と一体をなすものとして、その改正された憲法を公布する。
- 3 憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 4 日本国が締結した条約は、誠実に遵守することを必要とされているが、確立された国際法規については、誠実に遵守することまでは必要とされていない。
- 5 天皇、摂政、国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員及び国民は、憲法を尊重し擁護する義務を負うものと規定されている。

正解
3

[憲法改正] 憲法改正・最高法規性

1 妥当でない

憲法96条1項は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」と規定しているから、憲法の改正について国民の承認を経るためには、必ず特別の国民投票を行わなければならないわけではなく、国会の定める選挙の際の投票によって行うこともできる。

2 妥当でない

憲法96条2項は、「憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。」と規定しており、天皇は自らの名ではなく、国民の名で改正された憲法を公布する。

3 妥当である

憲法98条1項は、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定している。

4 妥当でない

憲法98条2項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定しているから、日本国が締結した条約のみならず、確立された国際法規を誠実に遵守することが必要とされている。

5 妥当でない

憲法99条は、「天皇又は摂政及び国务大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と規定しているにとどまり、憲法には国民が憲法尊重擁護義務を負う旨の明文の規定はない。

以上により、妥当なものは肢3であり、正解は3となる。